

対馬市 ネココ 条例

対馬市では平成 22 年 3 月に
ネコの適正飼養を推進する
条例を制定しています。

条例とマナーを守り、ネコの適正飼養を目指しましょう！

登録の義務

- マイクロチップの挿入
- 飼養登録
- 首輪の装着

繁殖制限の義務

- 屋内飼育の推奨
- 不妊手術の推奨
- 飼養頭数の制限

ノラネコへの 餌付け禁止

ふん尿処理の義務

詳しくは、裏面をご覧ください。



対馬市ネコ適正飼養条例



(平成 22 年 3 月 29 日制定)

制定の目的

ネコの健康・安全の保持 / 市民の生活環境の保全 / ツシマヤマネコへの影響防止

条例の主な内容

登録の義務

マイクロチップの埋め込み・飼養登録は、対馬市内の動物病院で行ってください。

- 対馬の森動物病院 TEL: 0920-54-8755
- 対馬動物医療センター TEL: 090-5023-3950
(0920-84-2681)



繁殖制限の義務

飼いネコがみだりに繁殖できる状態にすると飼育できないほどネコが増え、飼いネコの健康や私たちの生活環境に悪影響を及ぼします。

そのため、飼育頭数は概ね 5 頭以内を推奨しています。



ノラネコへの餌付け禁止

餌を与えてよいのは、「飼いネコのみ」です。ノラネコ（登録されていないネコ）への餌付けはノラネコの増加を助長するため、やめてください。



ふん尿処理の義務

飼いネコのふん尿による被害は、飼い主が責任を負わなければいけません。飼いネコのふん尿はきちんと処理してください。



【コラム】ネコとツシマヤマネコ

ツシマヤマネコは、日本で対馬にのみ生息するベンガルヤマネコの亜種で、国の天然記念物に指定されています。約 10 万年以上前に陸続きだった大陸から渡ってきたと考えられています。

2010 年代前半の生息数はわずか約 100 頭と推定されており、絶滅のおそれが高い動物です。適正でないネコの飼養が、ツシマヤマネコに「病気の伝染（ネコエイズなど）」や「エサの競合」を起こし、問題となっています。



ネコエイズに感染したツシマヤマネコ
(提供：環境省対馬野生生物保護センター)